

OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業

2 目的

令和8年10月から本番を迎える山口デスティネーションキャンペーン（山口DC）において、県内観光の二次交通手段として利用度の高いレンタカーの割引キャンペーンを実施することで、山口DCを契機とした県内周遊促進及び観光客数の底上げを図るとともに、レンタカーを利用した個人観光客の流入を定着化させる。

3 委託期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

（1）割引キャンペーン

山口県内への旅行者がレンタカーを予約する際、利用料金を一定額割り引くキャンペーンを実施する。

ア 対象者

山口県内で観光周遊を目的に宿泊する方（又は宿泊が予想される方）

イ 対象期間（レンタカーを利用する期間）

令和8年10月1日～12月31日

ウ 割引額

一台5,000円以内とし、誘客効果が高い最適な額を設定すること。

エ その他

- ・キャンペーンの周知期間、予約開始時期は、誘客効果が高い最適な時期を設定すること。
- ・レンタカーの発地又は着地を山口県内に設定するなど、県内周遊を目的にレンタカーを利用する観光客を対象とする条件を設定すること。
- ・予約開始後も、状況等に応じ、利用促進に最適な状況となるよう、各種設定条件を弾力的に変更すること。
- ・委託者との打ち合わせやプロモーション開始時期等、適切な事業実施スケジュールを設定すること。

（2）割引キャンペーンのプロモーション

- ・自社サイト内に、山口DCにちなんだ県内の観光地等の魅力を紹介する特集ページを作成し、キャンペーンを効果的に周知する。
- ・自社の過去データ等を有効に活用し、今回のキャンペーンにふさわしいターゲット層を設定すること。
- ・SNS広告やメールマガジン等でターゲットに効果的なプロモーションを実施すること。

（3）業務実施状況の報告

- ・予約開始以降、各対象期間月の予約状況について、月次で報告すること。
- ・委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は、令和9年2月

26日のいずれか早い日までに、業務実績を記載した実績報告書を作成し提出すること。

5 契約金額

(1) 本業務の委託限度額は、6,800,000円以内とする。

委託限度額はm割引クーポン原資分を含むものであり、その内訳は次のとおりとする

【内訳】

- ・割引クーポン原資分
4,000千円程度とする。(消費税及び地方消費税は非課税)
- ・割引キャンペーンのプロモーションに係る費用
2,800千円以内とする。(消費税及び地方消費税は非課税)

(2) 業務終了後の未利用の割引クーポン原資については、変更契約を締結し、減額する。

6 留意事項

(1) 委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務(業務実施にかかる準備含む)を本業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託料とする。

(2) 具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。

(3) 業務内容は、委託者・受託者の協議により追加、修正、削除することがある。

(4) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

(5) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

以上